

議案第 85 号

白岡市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

白岡市生涯学習センター条例（平成 29 年白岡市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「歴史資料展示室」を「白岡市立歴史資料館」に、「「展示室」」を「「資料館」」に、同条第 3 号中「展示室」を「資料館」に改める。

第 6 条第 1 号中「展示室」を「資料館」に改める。

第 7 条第 1 項中「歴史資料展示室」を「資料館」に改める。

第 13 条中「乱すおそれがある者の」の次に「利用を制限し、若しくは」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

博物館法の改正に伴い、博物館登録を行うため、白岡市生涯学習センター歴史資料展示室の名称を白岡市立歴史資料館に改めるとともに、白岡市生涯学習センターの利用の制限に関する事項について規定するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。